



KYOWA SHIPPING CO.,LTD.

東京本社

東京都港区新橋 1-1-1 日比谷ビルディング 4 階

TEL : 03-5510-1991 (代) FAX : 03-5510-2002

大阪支店

大阪府大阪市西区阿波座 1-13-16 松本フォレストビルディング

TEL : 06-6533-5821

FAX : 06-6533-2352

2026 年 6 月 1 日

お客様各位

協和海運株式会社
定期船部

緊急燃油サーチャージ(EBS)料率改定のお知らせ

平素より弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
中東情勢の悪化に伴う原油価格の高騰および供給量の減少により、運航にかかる燃料費が引き続き上昇しております。

こうした状況を踏まえ、サービスの継続性および安定運航を維持するため、当社では現在適用しております緊急燃油サーチャージ(EBS)の料率を改定させていただくことといたしました。
詳細は下記のとおりです。

■ 適用開始日

全ての港発着貨物の適用開始日: 2026 年 7 月 1 日

FROM/TO	CONTR(per TEU)	BB, AUTO (per RT)
All ports / Saipan, Guam	USD 300 / TEU	USD 25 / RT
All ports / FSM, Marshall, Palau	USD 450 / TEU	USD 25 / RT
Saipan, Guam / All ports	USD 300 / TEU	USD 25 / RT
FSM, Marshall, Palau / All ports	USD 450 / TEU	USD 25 / RT
Micronesia route Inter-Island	USD 300 / TEU	USD 25 / RT
All ports / South Pacific Islands	USD 700 / TEU	USD 30 / RT
South Pacific Islands / All ports	USD 350 / TEU	USD 30 / RT
All ports / PNG, Townsville(AUS)	USD 600 / TEU	USD 25 / RT
PNG, Townsville(AUS)/ All ports	USD 300 / TEU	USD 25 / RT

本チャージは、通常の BAF とは別に加算される追加料金となります。

料率、適用期限については引き続き原油市場の動向を注視し、検討いたします。
何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

以上